

松島公園（駐車場）管理運営業務仕様書

1 駐車場の位置及び供用について

- (1) 第 1・第 2・第 3・第 4 駐車場及び第 5 駐車場
(別紙 1 「施設位置図参照」)
- (2) 供用時間
 - イ 第 2 駐車場
午前 7 時から午後 7 時まで
 - ロ 第 1・第 3・第 4・第 5 駐車場
午前 0 時から午後 12 時まで
- (3) 駐車料金
 - イ 大型車（1 台につき）
最初の 3 時間 1,000 円・その後 1 時間ごと 300 円加算
 - ロ 普通車（1 台につき）

昼間	最初の 1 時間 300 円・その後 30 分ごと 100 円加算 ただし上限 1,000 円
夜間	1 時間ごと 100 円 ただし上限 700 円

2 委託業務内容

- (1) 第 1・第 2・第 3・第 4 駐車場及び第 5 駐車場の委託業務内容は、次のとおりとする。
 - イ 駐車場の維持保全
 - ロ 駐車料金の徴収・現金の保管及び県への納入事務
 - ハ 松島公園（駐車場）使用料徴収状況報告書（別記様式 1）の提出（毎月 2 回締め切り、15 日締め切り分は当月 20 日、末日締め切り分は翌月 5 日まで）
 - ニ 駐車料金の納入（15 日締め切り分は翌月の 15 日、末日締め切り分は翌月末日まで）
 - ホ 災害及び事故発生に伴う緊急連絡
 - ヘ 駐車場内の清掃及び除雪（除雪については、駐車場としての機能を果たすことが出来る程度を想定しています。）
 - ト 駐車場内の点検・監視・見回り、車両誘導（第 2 駐車場）及び整理
 - チ 駐車場内の歩行者等の安全確保
 - リ その他料金徴収に付帯する事務
- (2) 第 1・第 2・第 3・第 4 駐車場及び第 5 駐車場の委託業務の実施細目については、甲が定める別記 1 「松島公園（駐車場）管理要領」及び別紙 4 「松島公園（駐車場）使用料徴収事務処理要領」によるものとする。
- (3) 繁忙期における第 2 駐車場の「普通車対応」及び第 5 駐車場の「大型バス対応」について

イ 4月から11月の期間（この期間に限定したものではありません。）の繁忙日において、第2駐車場に普通車を駐車させる必要が生じた場合及び第5駐車場に大型バスを駐車させる必要が生じた場合、必要に応じて、駐車スペースの確保と職員の配置を行い、手動対応により普通車及び大型バスの駐車に対応すること。（第5駐車場の大型バスについては、塩釜側入口）

ロ 町、観光協会等によるイベント、その他のイベントを実施するため、駐車場又はその周辺の園地において案内業務又は警備等が必要となった場合は、主催者が自らの負担により必要な措置を行うものであること。

この場合、指定管理者は、業務に支障が生じない範囲で適切に対応するものとする。

- (4) 県立都市公園条例第4条に定める行為の許可及び使用料の徴収に関すること。（ただし、松島公園（駐車場）に限る。）
- (5) 松島海岸をはじめとする各種観光情報等の発信に対応すること。

3 特に留意する事項

- (1) 公園内の駐車場施設以外に駐車させないよう整理誘導すること。
- (2) 駐車場等の整理に当たり、利用者とのトラブルを防止すること。
- (3) 徴収した料金は、その日のうちに金融機関に預け入れるものとし、その方法は金融機関の集金と、夜間金庫の利用によるものとする。
- (4) 徴収した料金を運用してはならないこと。
- (5) 料金徴収に係るつり銭を用意すること。
- (6) 徴収員は、甲が認証した制服及び制帽を着用すること。

4 その他付帯業務について

- (1) 物品については、適正な状態にあるよう保守管理するものとし、修繕を要する事項が生じた場合は、別記様式2により松島公園管理事務所長あて速やかに報告すること。
- (2) 消火器等を備え付け、車両火災等の初期消火に努めること。

5 受託者に無償で使用させる財産等 別表財産等目録のとおり

6 甲が委託料以外に負担する経費

- (1) 次に掲げるものに係る電気料

イ 管理ボックス内で使用するストーブ・扇風機及び室内灯

ロ 無人駐車機器（自動精算機・カーゲイト・車輛検知器）

ハ 満空車表示灯

ニ 照明灯，駐車場内の街灯

ホ タイムレジ（タイムレジ制御盤）

- (2) 第2駐車場及び第5駐車場の管理ボックスに電話を設置する費用（通話料金は乙の負担とする。）

- (3) 第1, 3, 4及び第5駐車場の自動発券機等に電話回線を接続する費用（通話料金は乙の負担とする。）

別記 1

松島公園（駐車場）管理要領

1 駐車場の名称及び所在地

駐車場の名称	駐車場の位置
第1駐車場	松島町松島字仙随18-1, 24-1, 42
第2駐車場	松島町松島字仙随41
第3駐車場	松島町松島字仙随39-2
第4駐車場	松島町松島字町内10-3
第5駐車場	松島町松島字浪打浜21-8, 37

2 駐車場設置者

所在地：仙台市青葉区本町三丁目8番1号

名称：宮城県知事 村井嘉浩

担当課：経済商工観光部観光課

電話番号：022-211-2821

3 供用時間

駐車場の名称	4月1日から3月31日まで
第1駐車場	午前0時から午後12時まで（24時間）
第2駐車場	午前7時から午後7時まで
第3駐車場	午前0時から午後12時まで（24時間）
第4駐車場	午前0時から午後12時まで（24時間）
第5駐車場	午前0時から午後12時まで（24時間）

4 駐車料金

区 分		使用料の額	限度額	
大型車	1台につき	入場してから3時間まで	1,000円	
		超過時間1時間までごとに	300円	
普通車	1台につき	昼間	入場してから1時間まで	1,000円
			超過時間30分までごとに	
		夜間	1時間までごとに	100円

「昼間」とは、午前8時から午後6時までをいい、「夜間」とは、午前0時から午前8時まで及び午後6時から午後12時までをいう。

5 駐車できる車両

駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めた大きさで、下表を超えないものとする。

	長さ	幅	高さ
大型車	12.0m	2.5m	3.8m
普通車	4.7m	1.9m	2.2m

6 契約の成立

駐車場の利用者は、この管理要領の規定を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

7 駐車場の入出場

- (1) 利用者は、受付券又は駐車券の交付を受けて入場し駐車する。
- (2) 利用者は、出場するときに駐車場管理室に受付券を提示し、又は自動精算機に駐車券を挿入し、所定の料金を納付する。

8 駐車位置の変更

管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることが出来るものとする。

9 保管責任及び損害賠償

- (1) 管理者は、供用時間外の駐車自動車については保管の責めを一切負わないものとする。
- (2) 管理者は、駐車自動車内の貴重品その他の物品等については、賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 駐車場利用者及びその関係者は、故意又は過失により駐車場の諸設備又は他の駐車自動車を損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 駐車場利用者の遵守事項

- (1) 表示又は係員の指示に従うこと。
- (2) 場内では徐行し追い越しをしないこと。
- (3) 場内では喫煙及び火気を使用しないこと。
- (4) 場内には爆発性のもの、引火物及び他の利用者等に迷惑を及ぼすおそれのある物品は持ち込まないこと。
- (5) 場内では警音器の使用及びその他の騒音は遠慮すること。
- (6) 場内に宿泊しないこと。
- (7) 物品の販売・客引き等これらに類する行為をしないこと。
- (8) 場内で事故を発見したときは、直ちに係員に連絡すること。
- (9) 駐車受付券を紛失したときは、調査が終わるまで出場を制限することがある。
- (10) 業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

11 駐車の拒否

- (1) 駐車場利用者が、遵守事項を守らないとき。
- (2) 危険物・臭気発生物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の管理上支障があると認められるとき。

12 その他

- (1) この管理要領に定めのない事項については、法令等の規定に従って処理すること。
- (2) 管理者は、管理要領の1から11までの事項を場内の適当な箇所に掲示すること。

別記様式1 (その1)

年 月 日

松島公園管理事務所長 殿

印

松島公園（駐車場）使用料徴収状況報告書

このことについて、 年 月（前期・後期）分を、下記のとおり報告します。

記

区 分	大 型		普 通		計	
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	金 額
第1駐車場						
第2駐車場						
第3駐車場						
第4駐車場						
第5駐車場						
合 計						
累 計						

別記様式1（その2）

年 月 日

松島公園管理事務所長 殿

印

県立都市公園条例第4条に定める行為の許可に係る使用料徴収状況報告書
このことについて、 年 月（前期・後期）分を報告します。

別記様式 2

年 月 日

松島公園管理事務所長 殿

印

財産等の修繕について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

名 称	
駐 車 場 名	第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 ・ 第 4 ・ 第 5
被害発生日時	年 月 日 AM ・ PM 時 分
被 害 原 因	
被 害 状 況	(写真添付すること)
修 繕 額	
備 考	